

広島県告示第二百四十六号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定によって、次のとおり農地保有合理化事業の実施に関する規程の廃止を承認した。

平成二十一年三月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

廃止の承認を受けた農地 保有合理化法人の名称	廃止の承認に係る農地 保有合理化事業の種類	廃止承認年月日
財団法人安芸高田市農林業振興 公社	法第四条第二項第一号及び第四号に 掲げる事業	平成二十二年二月二〇日